

2026年7・25女性の権利デー

女性差別撤廃条約は日本において、1985年7月25日に発効。発効から41年の7月25日、ジェンダー平等を求め、宣伝行動が全国でとりくまれています。

婦団連と OP-CEDAW アクション東京は、後楽園駅前で、宣伝行動をおこないました。



<当日配布した宣伝チラシ>

女性の権利デー 7月25日 41年前(1985年)

国連女性差別撤廃条約が、法的効力を発生した日!!

7.25 女性の権利デー
活かそう!

女性差別撤廃条約

OPCEDAWACTION! 女性の権利促進委員会

連絡先 日本婦人団体連合会
Tel.03-3401-6147 Fax.03-5474-5585

男女賃金格差 男 100 : 女 76.6 賃金構造基本統計調査 (2025 年厚労省)

非正規雇用の割合 女 52.0% 男 22.3% 2025 年労働力調査 (厚労省)

1985年7月25日、女性差別撤廃条約は、日本において法的効力を発生しました。その日、日本は新しい時代を迎えました。私たちは、これを記念して、7月25日を「女性の権利デー」とすることにしました。

2026年は、女性参政権行使から80年、男女雇用機会均等法施行40年です。しかし、男女賃金格差は、男性賃金の約7割と大きく、女性差別撤廃条約選択議定書の批准、選択的夫婦別姓導入、同性婚の法整備も実現できていません。

—昨年10月、国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)は、日本政府に対し、4回目となる女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を勧告しています。

女性差別撤廃条約を活かして女性の権利を国際基準にしましょう。

7.25 女性の権利デー シンポジウム 2026 女性の権利を国際基準に!

平和なくして平等なく、平等なくして平和なし

日時: 7月25日(土)18:30~20:40 (開場18:15)

会場: 文京シビックセンター4 階 シルバーホール/オンライン同時開催

参加費: 無料